また、企業年金等の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する証券検査の結果を踏まえ、投資一任業者の業務運営の実態等を集中的に検証するとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、重要性・有用性の高い情報を収集するために、平成24年４月27日、証券監視委内に専用の窓口である年金運用ホットラインを開設した。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委に採用されている年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点を明確化するために活用するなど、効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

また、平成25年４月には、年金運用ホットラインのウェブサイトにおいて、提供いただきたい情報の例をより具体的に記載したところである（附属資料336頁以下参照）。

《年金運用ホットライン》

郵送：〒100―8922 東京都千代田区霞が関３－２－１

証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン

直通電話：03―3506―6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

インターネット：http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

〔提供いただきたい情報の例〕

①具体的には、投資一任業者における疑わしい運用等の情報

②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報

③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報

④契約や説明を遵守しない運用に関する情報

〔情報提供に当たっての留意事項〕

・有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。

・特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

さらに、証券監視委では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料338頁以下参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしているほか、公益通報者保護法（平成18年４月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

《公益通報の通報・相談先》

郵送：〒100―8922 東京都千代田区霞が関３－２－１

証券取引等監視委員会　公益通報窓口

直通電話：03―3581―9854㈱

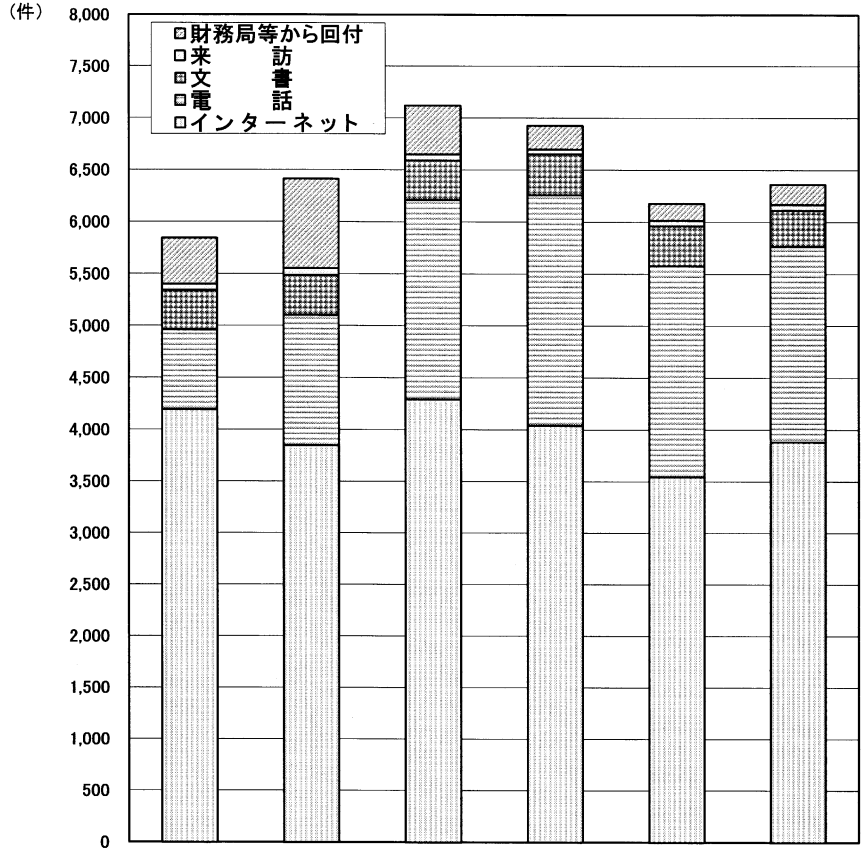
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

ＦＡＸ：03―5251―2198

インターネット：http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

㈱　公益通報は、文書（郵送、電子メール、ＦＡＸ）により受け付けており、電話は相談用である。

情報の受付状況



区分＼年度	19	20	21	22	23	24
合　計	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927	6,179	6,362
うち年金運用ホットライン	－	－	－	－	－	23
インターネット	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040	3,543	3,881
電　話	766	1,253 (406)	1,917	2,219	2,033	1,883
文　書	381	384 (93)	380	393	385	346
来　訪	58	67 (15)	60	45	54	57
財務局等から回付	443	861 (264)	468	230	164	195

（注1）20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

（注2）20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数

（注3）年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始